

仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会設置要綱

(平成5年3月11日市長決裁)

(目的)

第1条 仙台市のエイズ及び性感染症の予防及びまん延防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 正しい知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 予防対策に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他エイズ及び性感染症に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、20名以内で構成する。

2. 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 民間団体
- (5) 関係行政機関職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2. 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
3. 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会 議)

第 6 条 協議会は，必要に応じて会長が召集する。

(事務局)

第 7 条 協議会は，必要に応じて会長が召集する。

(委 任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定めるものとする。

(守秘義務)

第 9 条 この協議会を通じて知り得た個人のプライバシー等は，守らなければならない。

付 則

この要綱は，平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 27 年 9 月 30 日から施行する。